

重度障がい者入浴サービスが 令和2年8月1日より 利用しやすくなります！

冬季でも月9回利用
できるようになったのか！



今までは……

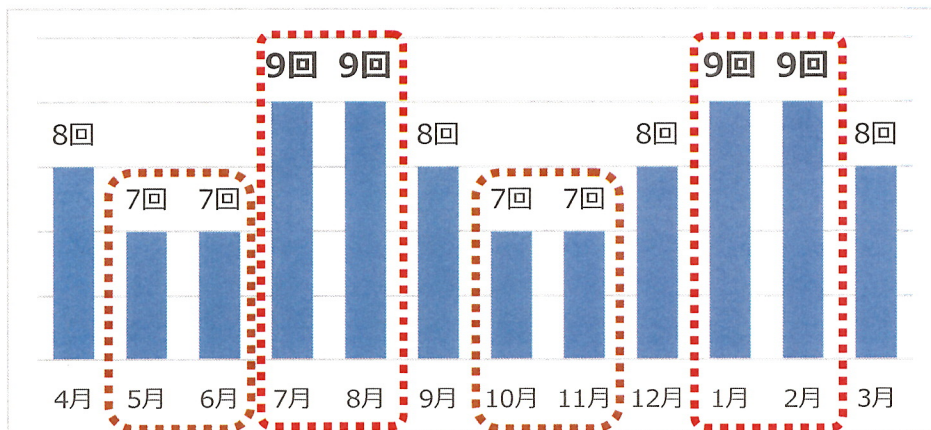
月8回を限度としつつ、
夏季（7月と8月）のみ月9回まで
利用可能

年間の利用上限数は
変わりませんが……

令和2年8月1日からは……

月8回を基本としつつ、
年96回の利用を限度として、
年間を通じて月9回まで利用可能！

例えば、こんな利用の仕方ができます！



暑い時期や寒い時期には
たくさん利用したいけれど
暑くも寒くもない
5月や11月は少なくとも
いいわ



年間利用回数の上限は96回（月平均8回）ですので、計画的なご利用のほどよろしく
お願いいたします。

【問い合わせ先】

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

電話：06-6208-8081 FAX 番号：06-6202-6962 メールアドレス：fa0025@city.osaka.lg.jp